令和2年度

第3回 新見市下水道事業審議会

令和２年12月18日

新見市建設部下水道課

●第３回下水道事業審議会の内容

①第2回審議会の振り返り
②下水道使用料算定の統一について
③使用料体系の考え方
④使用料のシミュレーション

①第２回審議会の振り返り

★ 将来の経営のシミュレーションについて

令和3年度から令和32年度までの下水道事業整備計画を立て、一般会計からの基準外繰入金がないものとして、シミュレーションを行いました。

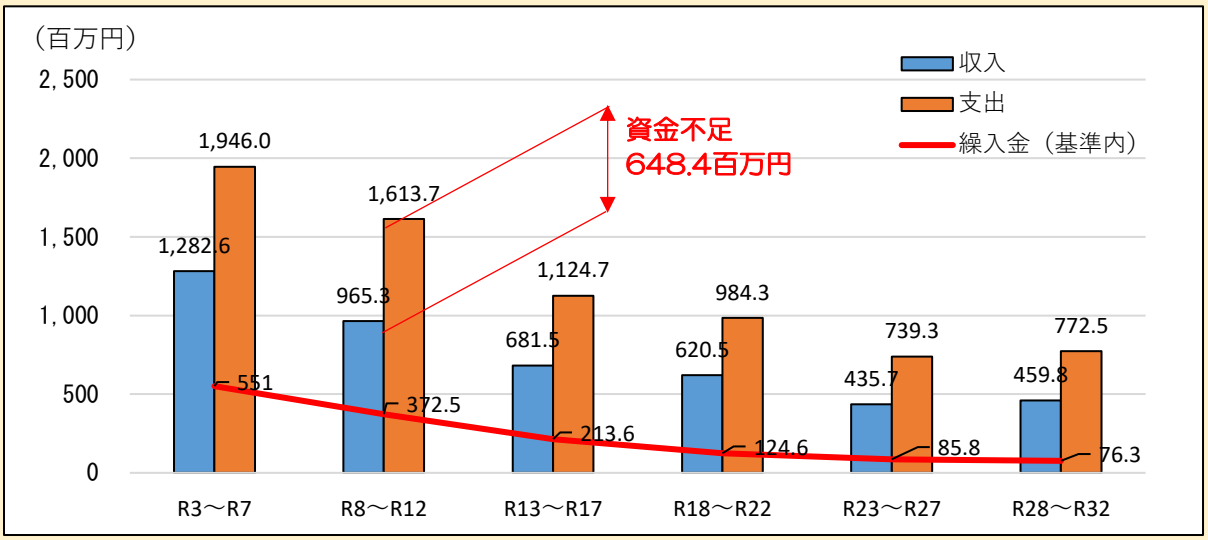

このシミュレーションに基づき、長期的な使用料の推移を見ていくと、現行の使用料水準を維持した場合、令和8年度～令和12年度に約6億5千万円の資金不足になります。この資金不足を下水道使用料で賄った場合、9,301円／20m3となり、現行使用料の約3.4倍にする必要があります。

しかし、この使用料では、使用者の急激な負担増となるため現実的ではありません。

下水道事業は施設整備（処理場の建設・管路の埋設等）に多額の投資をしており、資本費を含め使用料で賄うには使用者の負担が大きすぎるため、使用料で賄う経費は収益的経費に分類される営業費用（処理場の運転・維持管理、浄化槽の維持管理、使用料徴収事務など）とすることを基本方針とします。よって、当該経費以外のものは繰入金で賄うこととなります。

①第２回審議会の振り返り

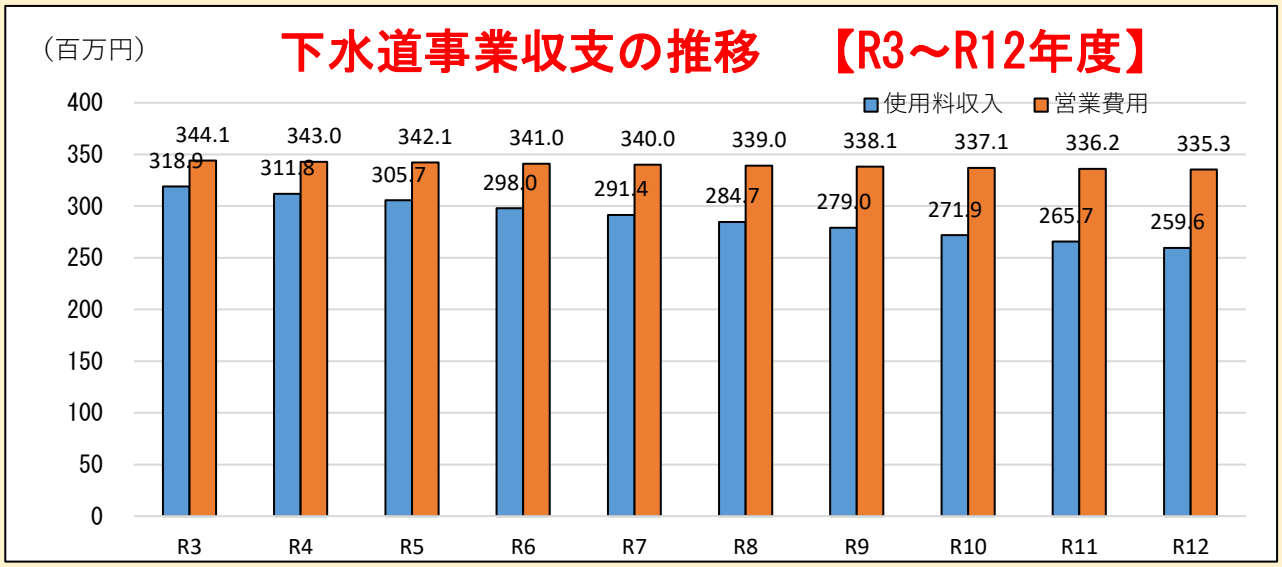

（百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
将来の下水道使用料収入	318.9	311.8	305.7	298.0	291.4	284.7	279.0	271.9	265.7	259.6
営業費用	344.1	343.0	342.1	341.0	340.0	339.0	338.1	337.1	336.2	335.3
10年間平均額	339.6									

（円／20m3）

営業費用を使用料で賄った場合の使用料単価	2,967	3,025	3,077	3,147	3,209	3,274	3,333	3,409	3,480	3,552
10年間平均額	3,247									

現行の使用料単価＝2,750円／20m3

基本方針により今後10年間（令和3年度～令和１２年度）の資金不足を推測した場合、使用料は上表のとおり10年間の平均額で3,247円／20m3となり、現行使用料単価2,750円／20m3の約1.2倍になることから、3,200円／20m3前後で検討を進めたいと考えます。

なお、県内15市の平均使用料は3,167円／20m3であり、同程度の水準になります。

また補足として、営業費用の10年間平均額が約3億4千万円と予測されており、今後10年間は使用料収入で営業費用を賄っていく考え方を提案しています。

①第２回審議会の振り返り

★令和元年度の営業費用と料金収入について

令和元年度の営業費用と使用料収入については、下記の表のとおりです。

現時点では、使用料水準を約4%上げることで資金不足を解消することが出来ますが、前述のとおり、今後10年間の長期スパンで考えた場合、使用料水準を約20%（1.2倍）上げなければ、営業費用を賄うことが出来ません。

（百万円）

	下水道使用料	営業費用	差 引 額
令和元年度実績	333.9	346.3	△ 12.4
令和元年度実績の使用料を4%値上げした場合	347.3	346.3	1.0

★経営シミュレーションにおける、企業債償還金の利率について

現行経営シミュレーションでは、企業債償還金の発行利率を1.0%に設定し作成しています。

（第2回審議会資料の11ページと同じ表になります）

（百万円）

	R3～R7	R8～R12	R13～R17	R18～R22	R23～R27	R28～R32
5箇年度平均将来の下水道使用料収入	305.2	272.2	242.1	213.4	186	161.4
5箇年度平均収支不足	663.4	648.4	443.2	363.8	303.6	312.7
5箇年度平均総　支　出	968.6	920.6	685.3	577.2	489.6	474.1
（円／20m3）						
総支出を使用料で賄った場合の使用料単価	8,728	9,301	7,784	7,438	7,239	8,078

①第２回審議会の振り返り

次に、昨年度実績の企業債償還金の発行利率（0.4%）を使用し再度経営シミュレーションを行った場合、下記のとおりになります。

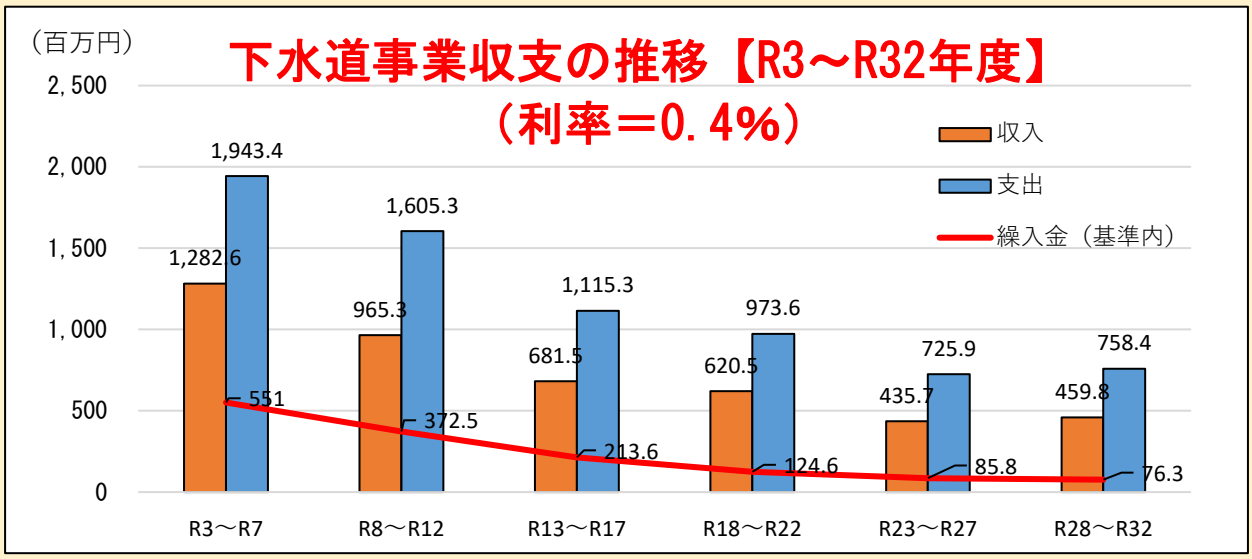

（百万円）

	R3～R7	R8～R12	R13～R17	R18～R22	R23～R27	R28～R32
5箇年度平均将来の下水道使用料収入	305.2	272.2	242.1	213.4	186	161.4
5箇年度平均収支不足	660.8	640.1	433.8	353.1	290.2	298.5
5箇年度平均総　支　出	966.0	912.3	675.9	566.5	476.2	459.9

（円／20m3）

総支出を使用料で賄った場合の使用料単価	8,704	9,217	7,678	7,300	7,041	7,836

企業債の発行利率を1.0%から0.4%に低下させた場合、令和８年度～令和12年度の平均資金不足額が約830万減額し、総支出を使用料で賄った場合の使用料単価が、9,301円／20m3から9,217円／20m3に減額します。

※企業債の発行利率の増減は、全体収支には影響しますが営業費用には含まれないため、基本方針には影響がありません。

★営業費用の説明について

収益的支出	営業費用	職員給与費
		動力費
		光熱水費
		通信運搬費
		修繕費
		材料費
		薬品費
		委託料
		その他
	営業費用外	企業債利息
		消費税及び地方消費税
		その他
	特別損失	

資本的支出	建設改良費
	企業債元金償還
	その他

下水道事業の支出には、収益的支出（サービスの提供に要する職員給与費、動力費、企業債利息等の支出）と、資本的支出（将来の営業活動に備えて行う諸施設の建設改良費や企業債元金償還等の支出）があります。

今回、下水道使用料で賄いたい営業費用については上表の赤太線で囲んだ部分になります。

営業費用は、下水道事業を実質的に経営していく費用になります。

②下水道使用料算定の統一について

★下水道使用料算定の課題

使用料の算定について、公共区域は水道使用量に基づく【従量制】、それ以外の区域では、汚水排除量に関わらず、世帯人数に基づく【人頭制】です。

同じ行政サービスの提供で、算定方法が２種類あり、【人頭制】では使用人数の変更届、施設入所等による長期不在届など、各種届出が必要になります。

★下水道使用料算定の統一について

そこで、算定方法を【従量制】に統一し、算定方法の違いによる不公平感をなくすと共に、使用者の手続きの簡素化、事務の効率化を図りたいと考えています。

※メリット・デメリットについては次ページに掲載。

★【従量制】に統一した場合の収入減額について

【従量制】に統一した場合のシミュレーションを令和元年度実績で詳細に実施した結果、年間で約1,350万円の減収になりました。

これは、使用料全体約３億3,８００万円（消費税率10%の場合）の約4%に相当し、このことを踏まえた上で使用料の見直しを検討する必要があります。

第１回審議会資料再掲

☆下水道使用料の算定：資料

●下水道使用料の算定を【従量制】に統一した場合

☆メリット

■算定方法の違いによる、不公平感をなくすことができる。

■下水道使用料を水道使用量に基づき算定するため、算定方法が明快。

■世帯人数の変更届出が不要となり、使用者の手続きが簡素化される。

■月々の水道使用量に比例し使用料が上がるため、市民の節水意識が向上する。

■【人頭制】の問題点の解消
①使用人数を変更するごとに届出が必要。
②住民票を残し市外に居住している方や、施設入所している方には、長期不在の届出が必要。
③世帯分離などで、実際に下水道を使用している方の人数把握が困難。

☆デメリット

■月々の水道使用量が多い方は負担が増える。

■公共下水道以外の区域では、井戸水等水道水以外の水を使用している世帯が多いため、世帯人数に基づく認定水量により使用料を算定する件数が増加。

★算定を【従量制】に統一した場合、手続きの簡素化など、数々のメリットがあります

③使用料体系の考え方

★国土交通省から、下記のとおり「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」の通知がありました。

その中に「下水道使用料体系見直しの方向性」についての記述があります。

国水下企第３４号
令和２年７月２１日

各都道府県下水道担当部長　殿
各指定都市下水道担当局長　殿
（各地方整備局等建政部等経由）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について

下水道事業の経営環境は、今後加速化する人口減少等による有収水量の減少に加え、施設・設備の老朽化に伴う修繕費・改築更新費の増大、さらには頻発・激甚化している自然災害による被害の防止・最小化のための投資需要の増大など、益々厳しさを増していくものと考えられます。

将来にわたって、都市の清潔保持や伝染病の予防、河川の水質保全等の下水道が担っている役割を持続的に果たしていくためには、的確な現状把握を行った上で、中長期的な見通しを立て、費用構造等を踏まえた適切な収支構造へと適時適切に見直していく必要があります。そして、経営環境の変化に対応し、下水道サービスのあり方について絶えず検討を行っていくことが求められます。

こうした背景の下、国土交通省では、令和元年８月に、学識経験者を構成員とする「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。検討会では、全国の下水道管理者における使用料算定事務等の実態調査等により、地域ごとの経営条件の違いにも留意しつつ、議論が重ねられ、先般、報告書がとりまとめられたところです。

検討会の報告書では、主に以下の点が課題となっている旨の指摘がなされました。

・中長期収支見通しの作成が不十分である
・収支構造見直しの必要性の確認が不十分である
・多くの事業体で収支均衡する見通しも立っていない
・近隣都市とのバランスを過大に重視して、収支構造適正化の判断が適切なものとなっていないおそれがある
・個別原価に基づく使用料体系の設定が適切に行われていないおそれがある
・使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して、低水準となっており、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある
・下水道の役割・効果に係る広報、使用料改定時の広報内容が不十分である

1

積極的に検証結果を公表することも検討されたい。なお、当該公表資料においては、①経過した使用料算定期間全体を通じた収支の結果及びその評価（要因分析については可能な限り定量的に示すこと）、②新たな使用料算定期間における収支バランスの確認結果（収支不足を解消するために講じる措置の具体的内容及び実施予定時期を示すこと）を明記（改定後の経営戦略に記載することも可）すること。

（３）下水道使用料体系見直しの方向性

下水道使用料体系の設定は、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、各地域における排水需要の実態や下水道事業の実情等を十分に勘案して行うこと。

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

なお、基本使用料収入の割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ、激変緩和を講ずるなど、適切に対応すること。

また、小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強いることは、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあるだけでなく、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

さらに、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

４．都道府県による支援

都道府県においては、市町村を包括する広域自治体として、管内の各下水道管理者における収支構造適正化の取組について、具体的かつ積極的に実効性のある支援に取り組むこと。

特に、人員の確保やノウハウの蓄積等の面で、執行体制が脆弱な中小市町村たる下水道管理者に対しては、広域連携に関する体制の構築、各種講習会の開催、先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の斡旋・派遣、助言、技術支援、情報提供、フォローアップ等を積極的に行うことが望まれる。

また、使用料算定期間経過時の収支構造の改善の要否に係る検証業務等、複数の中小規

③使用料体系の考え方【概要】

★下水道使用料制度の概要について

【下水道使用料制度は団体によって異なります】

■使用料の構成には、「定額使用料制」または「従量使用料制」のいずれかである「一部使用料制」、「基本使用料」と「従量使用料」から成る「二部使用料制」などがありますが、下水道では「二部使用料制」を採用しているケースが多いといえます。

■「基本使用料」は、水道とは違い口径別に区別することなく、一律の基本使用料を徴収する例がほとんどです。

■「従量使用料」は、使用量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）と単一のものがあります。

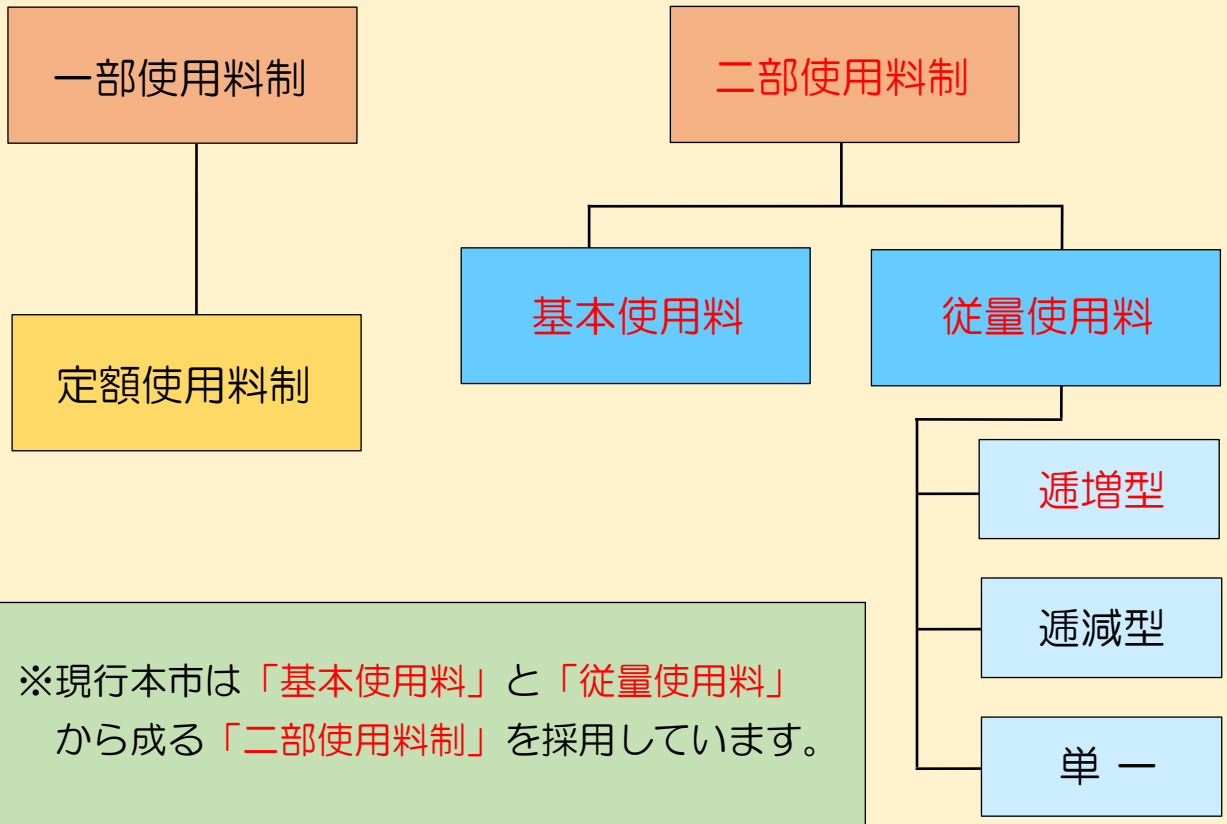

※現行本市は「基本使用料」と「従量使用料」から成る「二部使用料制」を採用しています。

「従量使用料」は、使用量に応じて単価が変動する逓増型を採用しています。

③使用料体系の考え方

県内下水道使用料体系比較表　（円）

No.	市名	徴収月/回	基本水量（m3）						従量水量（m3）										使用料／20m3（税込）
			0	～6	～8	～10	～16	～20	～6	6～	8～	10～	16～	20～	30～	40～	50～	60～	
			基本使用料（税抜）						従量使用料（税抜）										
1	岡山市	2	1,076						62					158		200			3,012
2	倉敷市	※1			1,010						125.4	143.6		222.7	245.4		270.0		2,966
3	津山市	2	1,680						84					147		189			3,465
4	玉野市	1				1,200						170		200			250		3,190
5	笠岡市	1			800						130				140		155		2,596
6	井原市	2						2,280						135				140	2,739
7	総社市	2						2,080						155					2,849
8	高梁市	1			970						160								3,179
9	新見市	1				1,200						130			150				2,750
10	備前市	※1			1,300						185				210		230		3,872
11	瀬戸内市	1		1,100						175				195			210		3,905
12	赤磐市	1			1,050						140				160		175		3,003
13	真庭市	2					2,400						140						3,168
14	美作市	1		900						145									3,223
15	浅口市	1			1,200						140				160		180		3,170
									新見市を除く県内１４市の平均値										3,167

※1：２ヶ月徴収であるが計算は１月換算

★県内他市の使用料体系を比較しています。岡山市と津山市は、基本水量を設定されていません。
基本水量は8m3までの設定が6市と最多で、６・10・20m3までが各2市に設定されています。

③使用料体系の考え方

★下水道使用料を、使用水量別にまとめたものです。

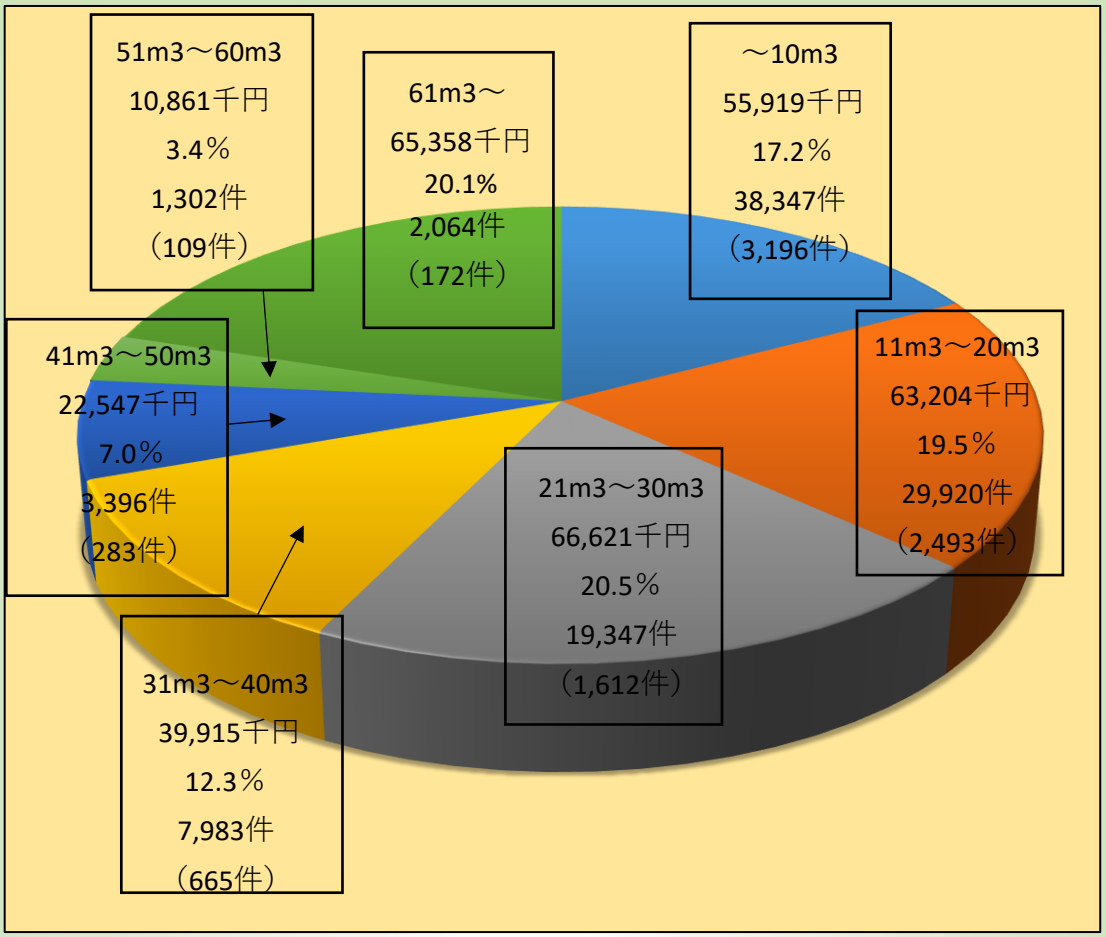

使用水量	使用料収入（千円）	収入割合	件数／年間（件）	件数／月間（件）
～10m3	55,919	17.2%	38,347	3,196
11m3～20m3	63,204	19.5%	29,920	2,493
21m3～30m3	66,621	20.5%	19,347	1,612
31m3～40m3	39,915	12.3%	7,983	665
41m3～50m3	22,547	7.0%	3,396	283
51m3～60m3	10,861	3.4%	1,302	109
61m3～	65,358	20.1%	2,064	172
合　　計	324,425	100.0%	102,359	8,530

基本使用料内が１７％、11m3～40m3までが52%で合計、約70%になり、収入割合が多い使用水量域になります。

③使用料体系の考え方

●使用料水準を検討後、使用料体系の検討を行う必要があります。

★使用料体系の検討にあたっては、次に掲げる項目を検討する必要があります。

検　討　項　目	検討の考え方
①基本使用料と従量使用料について	使用量の減少が見込まれるため、経営の安定性を確保するため、基本使用料の収入割合を高めることが考えられます。
②基本水量の設定について	少量使用者への負担増に配慮をした上で、基本水量を見直すことが考えられます。

★基本使用料の割合を高めた場合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
固定的な収入の割合が高まるため、経営の安定性が増します。 将来的に水洗化人口の減少や節水機器の普及が進んでも使用料収入の落ち込みの影響を小さくすることができます。	基本使用料は使用水量に関わらず発生するため、少量使用者の負担が相対的に重くなります。

★基本水量を廃止または、引き下げることによるメリット、デメリット

メリット	デメリット
使用水量に応じた適正な対価を求めることで、負担の公平性が図られます。 基本水量内利用者の不公平感が軽減されます。	基本使用料単価または、従量使用料単価の見直しを併せて実施しない場合、少量使用者の使用料が著しく増加する可能性があります。

④使用料のシミュレーション

● 使用料体系（案）
前回の審議会「将来の経営シミュレーションについて」で検討しましたとおり下水道使用料で営業費用を賄うため、使用料体系を５パターン検討します。

【パターン①】
- 基本使用料は現状維持
- 従量使用料（11～30㎥）を35%増
- 従量使用料（31㎥～　）を40%増

【パターン②】
- 基本使用料を10%増
- 従量使用料を30%増

【パターン③】
- 基本使用料、従量使用料ともに20%増

【パターン④】
- 基本使用料を30%増
- 従量使用料を15%増

【パターン⑤】
- 基本使用料を40%増
- 従量使用料を10%増

（税抜き／円）

使用料体系 パターン	基本使用料	従量使用料 基本水量～30m3	従量使用料 31m3～
現行使用料	1,200	130	150
パターン①	1,200	175	210
パターン②	1,320	170	195
パターン③	1,440	160	180
パターン④	1,560	150	175
パターン⑤	1,680	145	165

※5円単位で切上げ

◎ご審議頂きたい事項

●算定方法を従量制に統一することについて
手続きの簡素化、不公平感の解消、事務効率化を図る事について、使用料収入の減額も含め、ご審議頂きたい。

●使用料水準の改定について
営業費用を下水道使用料で賄えるよう、現行使用料収入を約20%増額することについて、ご審議頂きたい。

●使用料体系の検討について
上記の使用料改定を行うとした場合に、どのような使用料の体系にすべきかをパターン①～⑤をベースに、ご審議頂きたい。

☆独立採算制について【 復 習 】

公営企業においては、独立採算制（地方財政法第6条）により経営を行うことが原則的な考え方。

【現　状】

- 下水道事業は、一般会計からの繰入を受け収支を均衡。
  （一般会計繰入金がなければ、現行の料金水準での経営は行き詰まる）
- 現行の使用料水準を維持しているのは、一般会計からの資金援助があるため。

【将　来】

- 今後、人口減少の影響等により減収する見込み。

【このままの料金水準では・・・。】

- 一般会計への依存がより大きくなる見込み。
- 一般会計の財源で実施すべき福祉事業等への財源分配ができなくなり、市全体としての行政サービスが低下する恐れ。

↓

- 一般市民の税負担が今後増加。
- 税負担の公平性を阻害。

【更に・・・。】

- 一般会計も今後は厳しい状況になることが予想され、現状の繰入水準が将来にわたって維持されるか極めて不透明。

【結　果】

独立採算制の原則を徹底し、一般会計の負担を増大させないような経営を行うことが求められます。